

唐津市選挙管理委員会告示第33号

令和7年2月10日に提起された令和7年1月26日執行の唐津市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、別紙のように決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和7年3月12日

唐津市選挙管理委員会

委員長 吉 田 洋 司



決 定 書

異議申出人 原 雄一郎

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年2月10日付けで提起された令和7年1月26日執行の唐津市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選効力に関する異議の申出（以下「本件意義申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、投票用紙の再点検により最下位当選者の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

- （１）最下位当選人と、次点である申出人との得票数に差がなく、同数であったことから、再点検により当選人が変わるのではないか。
- （２）無効票が９２３票あるが、身体障害や知的障害をもたれている方が書かれた文字が不明瞭だったため、無効と判定された票に、申出人の有効と判定されるべき票が含まれているのではないか。
- （３）申出人の氏又は名が本件選挙において、申出人の氏又は名と類似している候補者が存在している。また、申出人の名３文字のうち２文字が同じ場合も按分されるのではないか。按分されるのであれば按分票が加わり、最下位当選者との票数が逆転する状況となる。

決 定 の 理 由

1 異議申出の要件

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和7年1月27日から14日以内である同年2月10日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるので、当委員会はこの受理事、審理を行った。

2 当委員会の判断

審理結果は次のとおりである。

なお、申出による口頭意見陳述を行い、異議申出の内容を確認した。

申出の理由1及び2については、申出人及び最下位当選人の得票数はともに1,174票であるが、無効票923票に申出人の有効票が含まれている可能性があり再点検を求め、また理由3では、申出人の氏名のうち類似する名の候補者が存在しており、さらに名の一部が同名であることから、按分されるのであれば最下位当選者との得票数が逆転するのではないかとのことで再点検を求められ、当選の効力の無効を主張されている。

しかし、当選の効力に関する訴訟とは「当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成やその決定手続き、各候補者の有効投票数の算定、または当選人となりえる資格の有無について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいう」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）と解されているので、再点検を求めるということだけでは事由にあたらぬ。

また、無効投票をどう扱うかによって得票数に影響を与えることから、本件選挙における得票数の算定に違法があったかについて検討する。

本市の、本件選挙における開票事務については、開票は全ての投票用紙を読取分類機により分類し、完全有効投票は候補者別に分類するとともに、白紙投票、按分投票、無効投票、疑問投票に分類される。完全有効投票は点検係において、他候補者の混入、疑問投票、裏に他事記載がないかなどを1票、1票再点検を行い、計数係において2台の計数機を用いて100票束を2回確認している。白紙投票、按分投票、無効投票は第1判定係において慎重に審査を行い、明らかに無効投票と判定できる投票以外は文字が不明瞭な投票も含め、無効投票、疑問投票、按分投票を第2判定係が個人的見解によるこ

となく、法や実例・判例に基づき慎重に判断したうえで、有効投票又は無効投票に分類し、そのすべての投票を選挙立会人が目視により確認し、選挙長がその効力を決定するという手続きのもと厳正に行われ、当選を決める選挙会においても当選人の決定にあたっては、当選最下位の得票数が同数であった候補者2名によりくじを行い、厳正に行われ決定しているため、得票数の算定及び当選人の決定にあたって違法があったとは認められない。

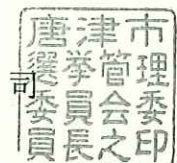
また、投票の按分については、同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、有効とするとなっており有効投票数に応じて按分するものとなっているが、名の一部のみが記載されている場合は、判例によって按分の対象となっていないことから、得票数の変動はないものとする。

以上のとおり、本件選挙における開票事務及び選挙会は適正に執行されており、当選人の決定に影響を及ぼす事務処理の誤りは見つからないことから、さらに、選任された10人の選挙立会人をもって適法に執行されており、改めて本件選挙に係る票の再点検は必要ないと判断する。

よって、当委員会は法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和7年3月11日

唐津市選挙管理委員会
委員長 吉田 洋



教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で佐賀県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。